別表第13 (第7条関係):栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の基準値

栄養成分	含まない旨の	低い旨の	低減された旨の
及び熱量	表示の基準値	表示の基準値	表示の基準値
	食品 100g当たり(括弧内	食品 100g当たり (括弧内	食品 100g当たり(括弧内
	は,一般に飲用に供する液	は,一般に飲用に供する液	は,一般に飲用に供する液
	状の食品 100mℓ 当たりの	状の食品 100mℓ 当たりの	状の食品 100mℓ 当たりの
	場合)	場合)	場合)
熱量	5 kcal (5 kcal)	40kcal (20kcal)	40kcal (20kcal)
脂質	0.5 g (0.5 g)	3 g (1.5 g)	3 g (1.5 g)
飽和脂肪酸	0.1 g (0.1 g)	1.5g (0.75g)。ただし,	1.5 g (0.75 g)
		当該食品の熱量のうち飽和	
		脂肪酸に由来するものが当	
		該食品の熱量の 10%以下で	
		あるものに限る。	
コレステロール	5 mg (5 mg)。ただし,	20mg (10mg)。ただし,	20mg (10mg)。ただし,
	飽和脂肪酸の量が 1.5 g	飽和脂肪酸の量が 1.5 g	飽和脂肪酸の量が当該他の
	(0.75g) 未満であって	(0.75 g )以下であって当	食品に比べて低減された量
	当該食品の熱量のうち飽	該食品の熱量のうち飽和脂	が 1.5g(0.75g)以上の
	和脂肪酸に由来するもの	肪酸に由来するものが当該	ものに限る。
	が当該食品の熱量の 10%	食品の熱量の 10%以下のも	
	未満のものに限る。	のに限る。	
糖類	0.5 g (0.5 g)	5 g (2.5 g)	5 g (2.5 g)
ナトリウム	5 mg (5 mg)	120mg (120mg)	120mg (120mg)

## 備考

- ① ドレッシングタイプ調味料(いわゆるノンオイルドレッシング)について, 脂質の「含まない旨の表示」 については「 $0.5 \mathrm{g}$ 」を,「 $3 \mathrm{g}$ 」とする。
- ② 1食分の量を 15g以下である旨を表示し、かつ、当該食品中の脂肪酸の量のうち飽和脂肪酸の量の 占める割合が 15%以下である場合、コレステロールに係る含まない旨の表示及び低い旨の表示のただ し書きの規定は、適用しない。